

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

WHO（世界保健機関）では、健康の定義を「単に病気でない、虚弱でないというだけでなく、身体的、精神的そして社会的に良好な状態を指す」としており、誰もが良好な「からだ」と「こころ」を保持し、社会的にも安定して暮らすことの大切さを呼びかけています。

生活改善や医学が進歩し、日本の平均寿命は急速に延伸していますが、人口の減少や急速な少子高齢化により、市民を取り巻く生活課題が複雑化する中で、健康に関する課題も多様化しています。

人生100年時代を迎え、誰もがより長く、健康で豊かな生活を送ることが重要であり、市民一人ひとりの健康づくりと社会環境の整備をさらに推進していくことが必要です。

本市では、健康増進について、平成29（2017）年3月に「第3次庄原市健康づくり計画」を策定し、「ヘルスプロモーションの考え方に基づいた健康づくりの推進」を基本方針として、“個人の健康づくり”と“それを支える環境づくり”による健康寿命の延伸をめざし、健康づくりを推進してきました。

また、平成31（2019）年3月に「第3次庄原市食育推進計画」を策定し、豊かな「食」で実現する健康寿命の延伸をめざし、市民、地域、関係機関等と連携・協働し、食育を推進してきました。

さらに、平成31（2019）年3月に「いのち支える庄原プラン（庄原市自殺対策計画）」を策定し、「声かけあい、気づき、つながるまち」を基本目標として、生きることの包括的支援の視点から、関係機関と連携し、自殺対策を推進してきました。

令和5（2023）年度末にこの3計画の期間が終了するにあたり、健康増進計画の「栄養・食生活」の取組は食育推進計画と関連しており、また健康増進計画の「ストレス」や「自殺・うつ予防」は自殺対策計画と共通、関連事項が多いことから、さらに本市の健康づくりと食育、自殺対策を効果的に推進するために、「庄原市健康づくり推進計画（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」として一体的に策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 健康増進法第8条第2項に基づく、市町村健康増進計画にあたります。
- 食育基本法第18条第1項に基づく、市町村食育推進計画にあたります。
- 自殺対策基本法第13条第2項に基づく、市町村自殺対策計画にあたります。

〔健康増進法〕

第8条 略

- 2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

〔食育基本法〕

- 第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

〔自殺対策基本法〕

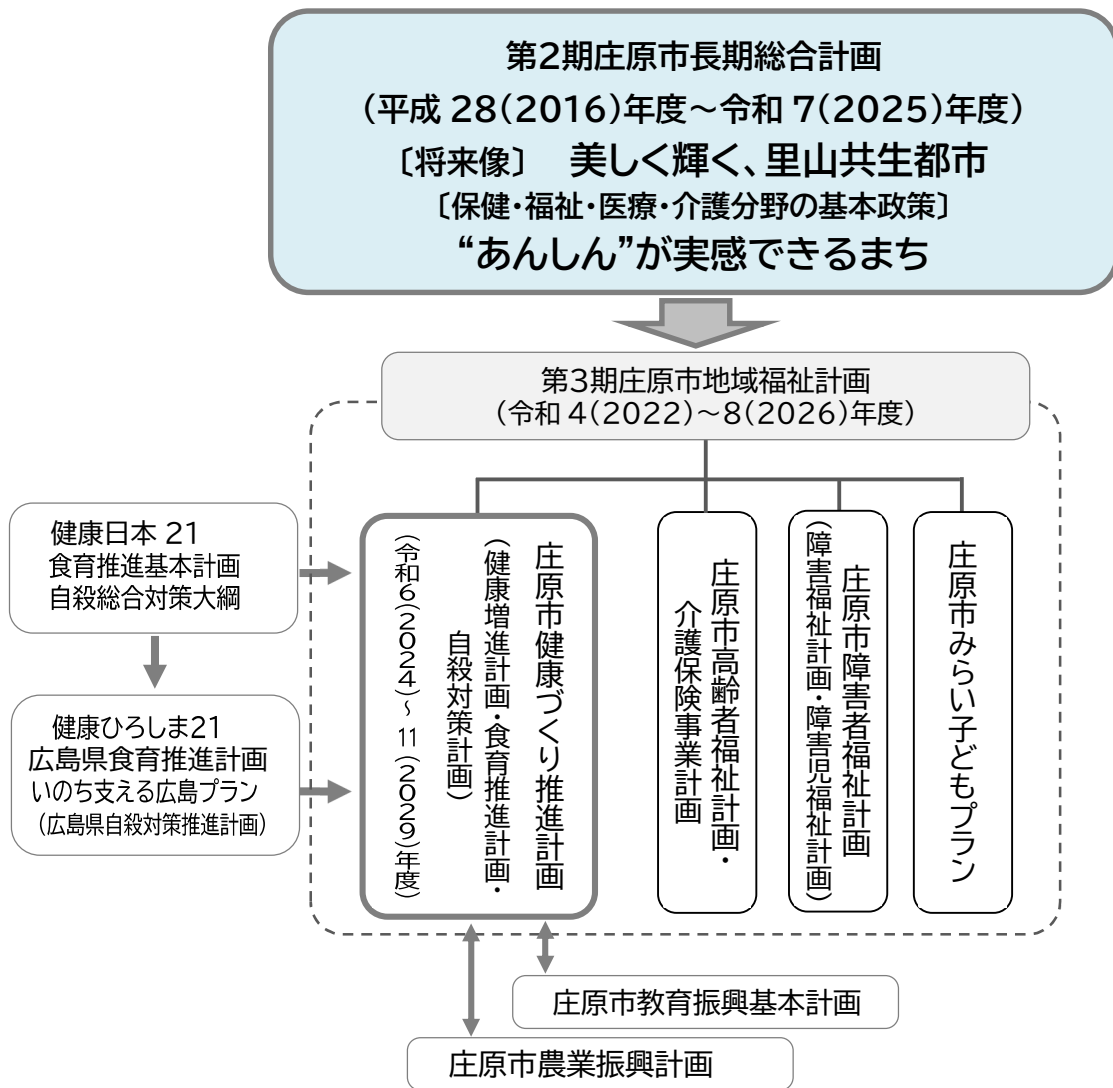
第13条 略

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画との整合性

- 本計画は、上位計画である「第2期庄原市長期総合計画」、関連計画である「庄原市地域福祉計画」等との整合を図っています。
- 国の「健康日本21」、「食育推進基本計画」、「自殺総合対策大綱」及び広島県の「健康ひろしま21」、「広島県食育推進計画」、「いのち支える広島プラン（広島県自殺対策推進計画）」と整合性を図っています。

〔本計画の位置づけ〕



3 計画の期間

計画期間 令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度 6 年間

本計画の期間は、令和 6（2024）年度から健康日本 21（第 3 次）の中間見直しにあたる令和 11（2029）年度までの 6 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法令の改正などに応じ、適宜見直しを行います。

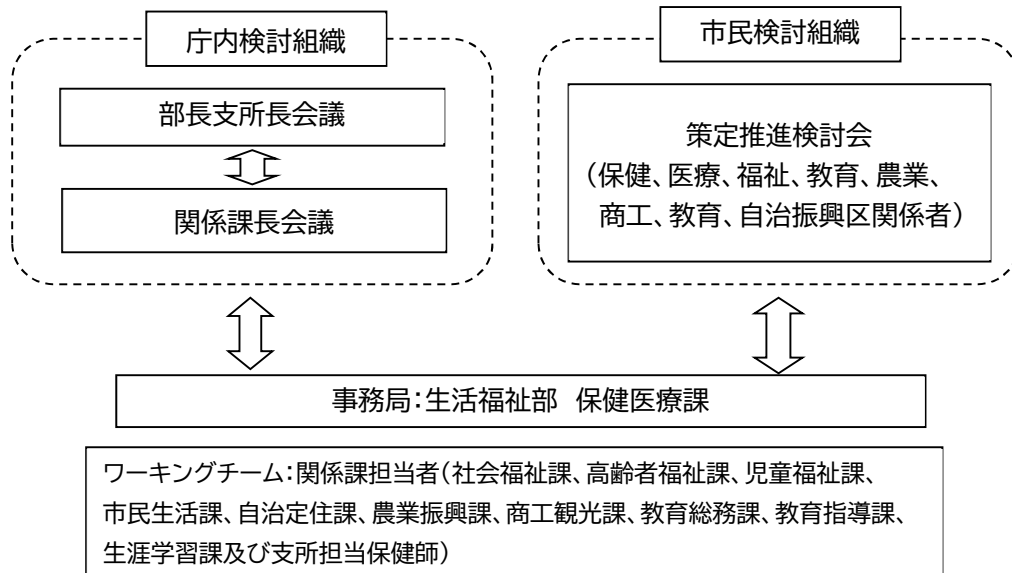
		令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026)年 度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	
庄 原 市	長期総合計画	第2期(平成28(2016)年度～)					第 3 期					
	健康増進計画	第3次(平成 29(2017)年度～)				庄原市健康づくり推進計画 (健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)						
	食育推進計画	第3次(令和元(2019)年度～)										
	自殺対策計画	第1次(令和元(2019)年度～)										
広 島 県	健康ひろしま21	第2次(平成 25(2013)年度～)				第3次						
	食育推進計画	第3次(平成 30(2018)年度～)				第4次						
	自殺対策推進計画	第2次(平成 28(2016)年度～)			第3次							
国	健康日本21	第2次(平成 25(2013)年度～)				第 3 次(～令和 17(2035)年度)						
	食育推進基本計画	第 4 次										
	自殺総合対策大綱	現大綱										

4 計画の策定方法

(1)策定体制

- 庄原市健康づくり推進計画策定推進検討会
本計画の策定にあたっては、幅広い関係者の意見を十分に反映させるため、保健・医療・福祉関係者や各種団体等で構成する「庄原市健康づくり推進計画策定推進検討会」を設置し、検討を行いました。
- 庁内の検討組織
部長支所長会議、関係課長会議において、行政内部の連携を図りながら検討しました。

〔策定体制図〕



(2)市民意見聴取

- 庄原市健康づくり推進計画策定のための健康意識・生活習慣調査(以下、「健康意識・生活習慣調査」という。)の実施
市民の健康意識や生活習慣を把握し、計画に反映することを目的として、15歳以上の市民、小・中学生、保育所年長児の保護者、小・中学生の保護者を対象に健康意識・生活習慣調査を実施しました。

〔15歳以上市民〕

対象者	15歳以上の市民 3,000人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収(インターネット回答併用)
調査時期	令和5(2023)年6月
回収数	1,315 回収率43.8%

〔小・中学生〕

対象者	市内の小学校5年生、中学校2年生の児童、生徒 ① 小学校5年生 244人 ② 中学校2年生 244人
調査方法	学校を通じて配付・回収
調査時期	令和5(2023)年6月
回収数	① 小学生 229 回収率 93.9% ② 中学生 223 回収率 91.4%

〔保護者〕

対象者	市内の小学校5年生、中学校2年生、保育所年長児の保護者 ① 保育所年長児の保護者 218人 ② 小学校5年生の保護者 244人 ③ 中学校2年生の保護者 244人
調査方法	保育所、学校を通じて配付・回収(インターネット回答併用)
調査時期	令和5(2023)年6月
回収数	501 回収率 71.0% (区分不明4あり) ① 保育所年長児の保護者 143 回収率 65.6% ② 小学生の保護者 173 回収率 70.9% ③ 中学生の保護者 181 回収率 74.2%

➤ 関係機関調査の実施

地域、職域関係者の健康に関する取組や課題を把握し、計画に反映することを目的として、保育所、学校、自治振興区、事業所へ調査票による調査を実施しました。

機関・団体		配布数	回収数
保育所(園)、幼稚園		19	15
学校	小学校	15	15
	中学校	7	7
	高等学校・特別支援学校・大学	7	5
自治振興区		22	22
事業所		62	36

※調査内容：健康増進・食育推進・こころの健康づくりに関する取組や課題、今後の方向性等
(事業所のみ、市の啓発資料の提供や講座の受講希望の有無について追加調査)

➤ パブリックコメントの実施

市民が計画策定へ参加する機会を確保するため、計画案の内容を広く公表し、意見を募集するパブリックコメントを実施しました。